

市民に親しまれる拠点施設の 検討を始めます

市は、公共施設の老朽化や分散化という課題や、東日本大震災後の復興まちづくりに対応するため、中心市街地地区における公共施設のあり方について検討を始めます。

復興後の宮古市の発展のために、どのような機能を持つ施設が求められているか、今後はアンケート調査などで広く意見を伺っていきませんが、本号ではこれまでの取り組み状況と、26年度の予定についてお知らせします。

問い合わせ 市企画課市街地施設推進室 (☎9089)

【検討を始める背景】

■公共施設の老朽化

8、9歳で紹介した通り「宮古市公共施設白書」によると、市が所有・管理する公共建築物のうち、老朽化の課題を抱える築30年以上を経過した施設が、総床面積の約5割を占めています。

中でも、本庁舎は、昭和47年に完成してから42年が経過し、建物の老朽化や高度情報化への対応、バリアフリー対応といった課題を抱えています。特に、大規模地震の際には倒壊などの危険性が高く、災害時の安全面や防災拠点としての機能を担う上で問題があり

ます。

○平成20年度に実施した耐震診断の結果 本庁舎(本館)のIs値(耐震指標)は0・21でした。0・3を下回って「地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い」と判断されます。

※0・6以上の場合は、「倒壊または崩壊する危険性が低い」とされています

■市庁舎の狭小・分散化

行政サービスの中心となる市庁舎が狭小で、機能が分散化していることも課題となっています。分散化した庁舎は市民サービスや行政効率の低下を招く要因となっています。

■東日本大震災後の復興まちづくり

震災では、市役所本庁舎、保健センターなどの公共施設も大きな被害を受けました。また電気、水道、道路、通信などのライフラインが寸断され、冠水により災害対策本部(市役所本庁舎)が外部と遮断・孤立したことから災害対策の初動に遅れが生じました。

この教訓から、災害対策本部、一時的な避難場所、物資集配の中間場所など防災や災害対応の拠点を、アクセスし易い市街地中心部に再整備する必要があります。また震災記憶の風化を防ぎ、市民の防災意識を啓発するため、防災学習や実技体験をする場などが必要となっています。

【検討を行う項目】

次の項目に関する検討が必要になっています。

- ▼今回の震災を教訓に市の防災や災害対応の拠点を直すこと
- ▼人口減少が進行する中で将来的な行政コストを見据えた適切な行政機能(庁舎機能など)と規模
- ▼復興後のまちづくりにおける新たな市民サービスに対応していくこと

【検討対象の施設(機能)】

「中心市街地地区における拠点施設」として整備を想定している施設(機能)は次の通りです。

- ▼防災拠点施設
- ▼行政機能の集約・効率化(市庁舎の集約)
- ▼宮古保健センターの復旧
- ▼地域活力創出拠点(新たな市民サービス機能と、親しまれる交流・活動の場など)
- ※JR宮古駅南側の利用の少ない用地における整備や、現在の市本庁舎などの利活用についても併せて検討します

【現在の取り組み状況】

市は、「中心市街地地区津波復興拠点整備事業」の事業化に向けて、都市計画法に基づく都市計画の検討と、復興交付金の獲得に向けた用地の取得交渉を先行して進めてきました。

本年度は、引き続き「都市計画決定」に向けた手続きと、「用地の取得」に向けた交渉を行いながら、「施設の整備」に向けて検討していきます。

※「津波復興拠点整備事業」は、東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる



【写真上】

完成から42年が経過する市役所本庁舎

【写真右・下】

完成から50年以上が経過し、劣化が目立つ市役所分庁舎



市街地を緊急に整備するための国の支援制度で、復興交付金などを財源として行われます

【26年度の予定】

① 市民検討委員会の設置

学識経験者や関係機関、団体の代表者および市民公募による委員で構成する市民検討委員会を設置し、「市民が求める新しい交流・活動の場」や「市民に親しまれる市役所」のあり方について検討します。

② 市民アンケート調査の実施

現在の公共施設（市庁舎）の利用実態や、今後新しい市庁舎を整備する場合の要望など、意見を募集するアンケート調査を実施します。（詳細が決まり次第、別途お知らせします）

③ 拠点施設の整備に関する、基本構想や基本計画の策定

①と②に基づき素案を作成します。策定にあたっては、パブリック・コメント（市民意見公募）や各地域協議会などで意見を伺い、計画などに反映します。

中心市街地の拠点施設のあり方に関する 市民検討委員会の委員を募集します

市は、中心市街地で整備を検討する公共施設のあり方について、市民参加による検討と計画づくりを進めるため、市民検討委員会の委員を募集します。

■募集人数 2人程度

■応募要件 次の全てを満たす人。

①年齢18歳以上（申込時点）で市内に引き続き3カ月以上住所がある人

②市のほかの審議会などの委員を3つ以上兼職していない人

③地域づくりに熱意をもっており、本年度に6回程度開催の委員会に出席できる人

■任期 委嘱の日から平成27年3月31日まで

※更新する場合があります

■申し込み方法 応募用紙と小論文を郵送・ファクス・電子メール・持参のいずれかで提出してください。応募用紙は、市企画課、各総合事務所、各出張所で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

■小論文テーマ 「市民に親しまれる市庁舎のあり方について」を600字程度で記述

■申込期限 6月20日（金）必着

■応募先・問い合わせ 市企画課市街地施設推進室（市役所4階、〒027-8501住所不要、☎68-9089、FAX63-9114、✉kikaku@city.miyako.iwate.jp）